平成２６年（フ）第７８号
長崎県佐世保市天神１丁目10番３号、前住所長崎県佐世保市有福町87番地
債務者　寶亀　紀正
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
長崎県佐世保市皆瀬町279番地14、前住所長崎県佐世保市石坂町182番地14
債務者　内田　正敏
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
長崎県佐世保市皆瀬町279番地14、前住所長崎県佐世保市石坂町182番地14
債務者　内田　　都
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
沖縄県沖縄市照屋５丁目23番12号　マナハウス308号
債務者　棚原　利花
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第９５号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江338番地３
債務者　嶺井　岳人
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２６４号
静岡市駿河区下川原６丁目23―34　シティハイム102号
債務者　芹澤　良江
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７８３４号
東京都練馬区北町１丁目２―１
破産者　小柳　直樹
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３６号
青森県弘前市大字御幸町17―５―107
破産者　渡辺　裕文
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７４号
東京都八王子市長房町1294　第６美多摩荘101、開始決定時の住所東京都八王子市弐分方町343―２
破産者　竹田　信幸
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０８号
東京都渋谷区西原３丁目35―５
破産者　グッドイヤー　ベンジャミンことグッドイヤー　ベンジャミン　ウエスリー　フランクリン
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８６２号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1322番地
破産者　株式会社ネクサス
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９０４号
東京都西東京市北原町３丁目５―５　グリーンフレグランスＡ205号
破産者　川中　郡司
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０４１号
東京都港区赤坂３丁目21番13号　昭栄赤坂ビル２階
破産者　医療法人社団東洋清仁会
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１１９号
東京都港区西麻布４丁目２―６―405
破産者　清水　孝志
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３２８号
東京都渋谷区恵比寿４丁目23番14号
破産者　有限会社アッサンブラージュ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３５８号
東京都新宿区市谷砂土原町３丁目８番地
破産者　有限会社デザインプレイス
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３５９号
東京都新宿区市谷砂土原町３丁目８―106
破産者　山中　大輔
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４８５号
東京都新宿区新宿１丁目２番１号
破産者　フォーストーリング株式会社
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７２１号
埼玉県草加市谷塚仲町154番地３
破産者　有限会社ウッドベル
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５９号
東京都杉並区高円寺南１丁目29―４　ＫＯＥＮＪＩ　ＨＡＩＴＳＵ　Ⅲ―102
破産者　鈴木　稔久
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部